

発行者情報

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年2月24日
【発行者の名称】	NOSE SHOP株式会社 (NOSE SHOP Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中森 友喜
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿4-20-4 恵比寿ガーデンプレイスガラススクエアB1F
【電話番号】	03-6821-1030
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 林 寛之
【担当 J-Adviser の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2026年3月17日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	NOSE SHOP株式会社 https://noseshop.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第12期	第13期	第14期
決算年月		2023年6月	2024年6月	2025年6月
売上高	(千円)	1,053,463	1,553,112	1,905,093
経常利益	(千円)	133,614	111,981	227,677
当期純利益	(千円)	81,902	77,961	161,829
資本金	(千円)	1,000	1,000	1,000
発行済株式総数	(株)	100	100	100
純資産額	(千円)	306,430	384,392	546,221
総資産額	(千円)	548,752	805,738	989,129
1株当たり純資産額	(円)	306.43	384.39	546.22
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益	(円)	81.90	77.96	161.83
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	55.8	47.7	55.2
自己資本利益率	(%)	26.7	22.6	34.8
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	73,804	178,535
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	△63,736	△59,883
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	178,740	△37,557
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	126,619	315,427	396,522
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	56 〔38〕	58 〔60〕	71 〔66〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株あたり当期純利益は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社が非上場であるため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 第12期は、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
7. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第14期の財務諸表について監査法人東海会計社による監査を受けておりますが、第12期及び第13期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
8. 当社は、2025年11月17日開催の取締役会決議により、2025年12月17日付で普通株式1株につき10,000株の割合で株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2 【沿革】

年 月	沿 革
2011年7月	東京都渋谷区にオーガニックコスメの輸入販売事業を目的として、株式会社 BIOTOPE 設立
2014年6月	イタリア発のフレグランスブランド販売開始
2017年8月	ニッチフレグランス専門店 NOSE SHOP 形態での初出店となる NOSE SHOP ニュウマン新宿店オープン
2019年3月	東京都港区へ本社移転
2021年9月	関西地区への進出となる NOSE SHOP ルクアイーレ店オープン
2021年12月	「株式会社 BIOTOPE」から「NOSE SHOP 株式会社」へ社名変更 東京都渋谷区へ本店移転（現住所）
2022年3月	中部地区への進出となる NOSE SHOP 名古屋高島屋ゲートタワーモール店オープン デイリーフレグランス専門店 KO-GU 形態での初出店となる KO-GU ルミネ新宿店オープン
2023年3月	北海道地区への進出となる NOSE SHOP 札幌パルコ店オープン
2024年2月	九州地区への進出となる NOSE SHOP 福岡岩田屋店オープン
2025年3月	ニッチフレグランスブランドの単独店舗展開を開始し、その第一弾として Laboratorio Olfattivo 新宿店（期間限定）をオープン 初の飲食形態店舗となるはなオープン

3 【事業の内容】

当社は、世界中の個性豊かなニッチフレグランスを専門に厳選し取り扱うセレクトショップ「NOSE SHOP」を中核に、香りを軸としたリテール・体験事業を展開しています。単なる香水の販売に留まらず、香りをもたらす感性価値に着目し、香りを通じた自己表現の文化を日本市場に定着させることを目指しています。

直営店舗及びオンラインストアといった多様なチャネルを通じて、顧客が自身の個性を香りで表現できる場を提供し、香水が日常に根づくライフスタイルの創出に取り組んでいます。

なお、当社は海外ブランド香水の輸入販売を主力としたフレグランス等のコスメ販売事業の単一セグメントであるため、セグメントの記載を省略しております。

(1) 事業の概要

当社の販売チャネル毎の事業概要は以下の通りです。

①直営店舗事業

全国主要都市に展開する直営店舗は、ブランドの世界観と顧客体験を重視した4つの形態で構成されています。

「NOSE SHOP」：コンセプト「他の誰でもない、あなたの鼻が主役のお店」

(本発行者情報公表日現在 15 店舗)

当社の基幹事業であり、日本におけるニッチフレグランス市場のパイオニアとして、国内有数の規模の専門セレクトショップを運営しています。世界各国から厳選した約 90 ブランド・1,500 種以上に及ぶ香水を取り揃え、専門知識を有するスタッフによる接客と、各香水の背景にある物語や世界観を伝える売場づくりを通じて、顧客一人ひとりの最適な香り選びをサポートしています。試香体験を促進する店舗レイアウトや、ディスカバリーキット（少量サイズのセット）等の展開により、顧客の体験価値向上と購買機会の拡大を図っています。

「KO-GU」：コンセプト「生活の道具としての香りを提案するフレグランスブランド」

(本発行者情報公表日現在 5 店舗)

当社が手掛けるオリジナルブランドの店舗であり、香水に加え、リキッドソープ、ハンドクリーム、入浴剤、洗濯洗剤等、香りを日常生活に取り入れるためのプロダクトを幅広く展開しています。一部のNOSE SHOP取扱ブランドもセレクト販売しており、NOSE SHOPと比較してカジュアルで親しみやすい店舗設計とすることで、より広範な顧客層へのアプローチとプロダクトラインナップの拡充を実現しています。

「ブランド単店の直営店」

(本発行者情報公表日現在 1 店舗)

イタリア発のニッチフレグランスブランド「Laboratorio Olfattivo」のブランド単独店として運営しています。当該ブランドの哲学や製品の世界観を一貫して体験できる場を提供することで、特定ブランドのファン層との結びつき（エンゲージメント）を強化しています。

「バー「はな」」：コンセプト「あなたの鼻が主役のバー」

(本発行者情報公表日現在 1 店舗)

東京都渋谷区（渋谷のんべい横丁）に位置する、香りをテーマにしたバー業態です。オリジナルカクテルの提供を主軸としつつ、厳選した香水の販売も行っています。香りと味覚を融合させた体験を提供することで、従来の物販店舗とは異なる接点からのブランド認知獲得と、顧客層の拡大を図っています。

②EC 事業

当社は、「NOSE SHOP」及び「KO-GU」の公式オンラインストアを運営しています。実店舗と同等の商品情報に加え、香りの特徴や使用シーン、ブランド背景等のコンテンツを充実させることで、オンライン上でも商品の比較・検討が容易な環境を整備しています。

また、大規模な香水データベースを持つフランスの FaPa 社が提供する AI（人工知能）ツール「PERFUMIST」を導入しています。これにより、顧客が好みの香りの傾向やキーワードを選択することで、当社取扱製品の中から AI が最適な香水を提案するサービスの提供が可能となり、オンライン上での接客品質の向上と、顧客満足度の向上を図っています。

③卸売事業

当社が正規輸入権を有する、または販売契約を締結している一部のニッチフレグランスブランドについては、セレクトショップや百貨店等、ブランドの世界観を共有できるパートナーに対して卸売を行っています。ブランド価値の毀損を防ぐべく展開先を厳選し、ブランド認知の向上と売上の拡大の両面から、取扱ブランド全体の価値向上に資する展開を行っています。

今後の展望として、当社は今後も、国内における新規店舗出店や、取扱ブランドごとの販売強化、新業態の拡張を通じて、拡大するニッチフレグランス市場でのシェア獲得を推進していく方針であります。また、EC 事業及び卸売事業において、AI をはじめとするテクノロジー活用の高度化やパートナー連携の強化を進め、より効率的な事業運営と顧客体験の向上を目指します。中長期的には、国内で培った香り関連事業のノウハウを活用し、海外市場への展開も視野に入れつつ、香りの総合リテールプラットフォームへの発展を図り、企業価値の持続的な向上に努めていきます。

(2) 事業の特徴

当社は 2017 年に NOSE SHOP 第 1 号店をオープンして以来、国内におけるニッチフレグランス市場の黎明期から参入し、特化型のビジネスモデルを構築してきました。主な事業の特徴及び強みは以下のとおりです。

① 市場における先行者優位性とソーシング力

ニッチフレグランス市場の立ち上がり期から参入したことにより、世界各国の独立系ブランドとの強固な信頼関係と取引実績を有しています。これにより、一部有力ブランドの国内独占販売権の獲得や有利な仕入条件の交渉が可能となっており、取扱ブランドの多様性と希少性において、競合他社に対する一定の競争優位性を構築していると認識しております。

② 「体験」を重視した提案型販売モデル

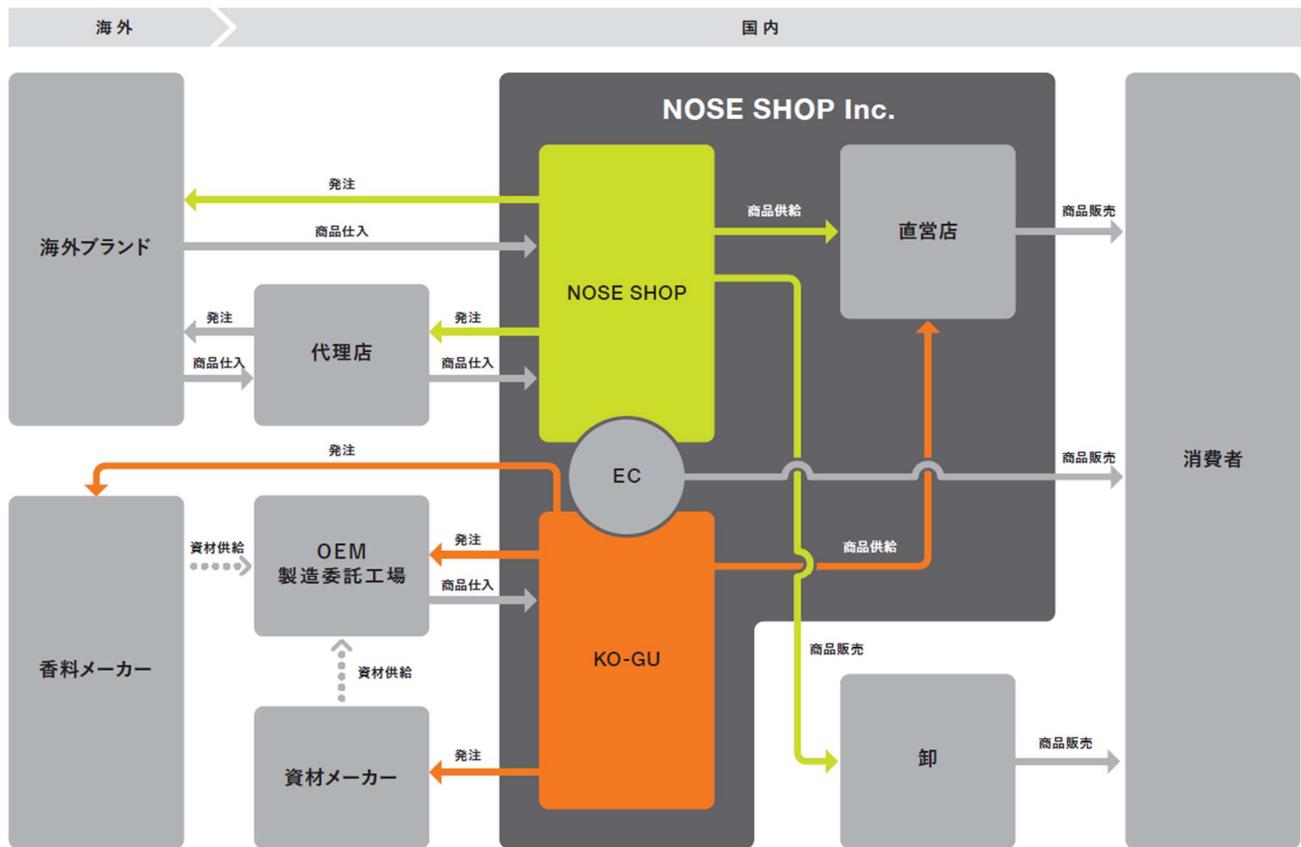
単に商品を陳列・販売するだけでなく、香りそのものの品質や、その背景にある文化・思想・作り手の哲学を伝えることを重視しています。店舗の空間設計、専門スタッフによるコンサルティング型の接客、デジタルコンテンツによる情報発信を有機的に結合させ、「香水の世界観を体験する」環境を提供することで、顧客のブランドに対する愛着（ロイヤルティ）を高め、継続的な関係性を構築しております。

③ 柔軟かつ多様な顧客接点（オムニチャネル戦略）

基幹事業である「NOSE SHOP」に加え、オリジナルブランド「KO-GU」、ブランド単独店、バー業態といった多角的な実店舗展開と、公式 EC サイト及び卸売事業を組み合わせ、多様な顧客接点を構築しています。これにより、市場環境の変化や顧客嗜好の多様化に対し柔軟に対応するとともに、AI 活用によるオンライン接客の強化等、実店舗と EC を相互補完させるオムニチャネル運営により、顧客生涯価値（LTV）の向上に取り組んでおります。

(3) 事業の系統図

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
77 [63]	29.6	2.6	4,324

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、コスメ販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当社の事業は、コスメ販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

第14期事業年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

当事業年度におけるわが国経済は、世界的なインフレーションや地政学的リスクの高まりにより、依然として先行き不透明な状況が続いておりました。また、各国の金融政策が目まぐるしく変化する中、日本円の為替相場も流動的であり、当社の仕入れコストや収益性に影響を及ぼす可能性が高まっていました。こうした経済環境下において、当社は主力事業であるニッチフレグランスの輸入販売に注力し、販売価格の見直しや取引先との協議による仕入れ価格の是正、在庫回転率向上を目的とした KPI 設定、予算化に基づく効率的な販促施策の実施など、収益性向上に向けた施策を進めて参りました。原材料費や輸送コストの上昇、急激に進行した円安の影響を受けつつも、これらの取り組みにより一定の成果を上げ、通期では増収・増益を達成いたしました。

その結果、当事業年度の経営成績は、売上高 1,905,093 千円（前年比 22.7%増）、営業利益 230,116 千円（前年比 103.0%増）、当期純利益 161,829 千円（前年比 107.6%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第14期事業年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は 396,522 千円（前期末比 81,095 千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は 178,535 千円となりました。これは主に税引前当期純利益の計上 227,677 千円、減価償却費の計上 30,921 千円に対して棚卸資産が 68,984 千円増加したこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は 59,883 千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出 44,764 千円、差入保証金の差入による支出 15,888 千円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は 37,557 千円となりました。これは主に短期借入金の返済による支出 55,000 千円、長期借入金の返済による支出 82,557 千円に対して、長期借入による収入 100,000 千円等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当社はコスメ販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業別に記載しております。

事業の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
直営店舗事業	1,544,354	26.8
EC事業	321,914	12.7
卸売事業	38,824	△21.3
合計	1,905,093	22.7

(注) 主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現と持続的な成長のため、当社は以下の課題に積極的に取り組んでまいります。

(1) 収益体質の強化と効率性の追求

原材料費や国際輸送コストの上昇、為替変動といった外部環境の大きな変化に柔軟に対応するため、収益性の持続的な向上は喫緊の課題です。これに対し、業務プロセスの徹底的な効率化、価格戦略の最適化、販売チャネル別の収益性改善を通じて収益体質の強化を図ります。

(2) 新規事業領域の確立と収益基盤の多様化

バー「はな」やブランド単独店舗といった、既存の「NOSE SHOP」や「KO-GU」とは異なるフォーマットの新業態は、事業ポートフォリオの多様化と新たな収益柱の創出に不可欠です。これらの新業態について、早期の事業モデル確立と黒字化を最優先課題とし、事業の多角化を進めてまいります。

(3) ブランド価値の持続的な向上

国内ニッチフレグランス市場のパイオニア企業としての地位を一層強固なものとし、競合との差別化を図るため、ブランド価値の向上に継続的に注力します。具体的には、ストーリーテリング型マーケティングの深化、顧客体験のさらなる深化、国内外ブランドとの戦略的パートナーシップ強化といった施策を推進します。

(4) グローバルサプライチェーンの最適化とリスク分散

仕入れの多くを海外ブランドに依存する当社の事業において、為替変動、国際物流の不安定化、地政学的リスクは事業継続における重要な課題です。これらのリスクに対応するため、サプライチェーンの最適化と強靱化を図ります。具体的には、独占契約・優先供給契約の推進、国内在庫の適正化、調達先の多様化検討といった施策を推進してまいります。

(5) 人材の確保、育成及び組織体制の強化

高い感性と専門知識を要する接客を支える人材の質と量の確保は、当社の持続的成長の鍵を握る最重要課題です。また、事業拡大に対応する組織体制の強化も不可欠です。そのため、採用戦略の強化、人材育成制度の構築、多様な働き方への対応、組織体制の強化を推進してまいります。

4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 為替相場の変動について

当社は主に海外ブランドからユーロ建て・米ドル建てで商品を仕入れているため、為替ヘッジ手法の導入や、販売価格への転嫁努力を継続していますが、為替相場の急激な変動が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) カントリーリスク・地政学的リスクについて

主要な仕入先が欧州諸国に集中しているため、該当地域の政治情勢不安、経済変動、貿易政策の変更、あるいは国際的な物流網の混乱（コンテナ不足、港湾機能停止、主要航路の遮断等）といったリスクが存在します。当社は現地の情勢を多角的に捕捉し、リスクの早期発見とリスク発現時の適切な対応に努めておりますが、これらの影響の発生に伴い商品供給の遅延や停止、輸送コストの急騰等が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 市場成長性について

ニッチフレグランス市場は近年、感度の高い消費者層を中心に成長していますが、その市場規模や成長速度には、大衆市場に比べて限界がある可能性があります。当社は新たな顧客体験の提供に注力しておりますが、消費者の嗜好変化、新たなトレンドの台頭、あるいは経済状況の悪化等により、市場の成長が当社の予測を下回った場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合環境について

近年、ニッチフレグランス市場への注目度が高まる中で、アパレル、化粧品、ライフスタイルブランド等の大手企業が、その高い資本力、ブランド認知度、既存の顧客基盤を活かして新規参入する動きが加速しています。当社は日本国内での独占販売権の獲得やブランド力の強化に努めていますが、これらの大手企業との競争が激化した場合や、今後予測し得ない事態により現在確保している独占状態を喪失した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 商品の品質について

当社で取り扱う商品について、検品や商品選定をあまり不適切な商品を販売してしまった場合、当社のブランドイメージが毀損する可能性があるため、検品マニュアルを整備して、厳しい品質基準による管理を行っております。このような管理体制にも関わらず、品質面での問題や事故が発生した場合の影響は当社にとどまらず、取引先や出店先である商業施設等多方面にわたることも考えられ、顧客が離れてしまう場合及び賠償や違約金の支払いが生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 商品の供給について

当社の取扱商品の多くは海外の独立系フレグランスブランドから供給されており、その特性上、高価格帯かつ少量生産の商品が多いため、人気商品の欠品が生じやすく、顧客機会損失が発生する可能性があります。複数のブランドとの取引や国内在庫の適正化によりリスク分散を図っていますが、突発的な需要変動や特定のブランドの生産体制の脆弱性により、十分な供給に応じきれない場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 出店政策、新業態開発について

当社の直営店は、主にショッピングセンター及び百貨店などの商業施設を中心に展開しております。また、旗艦店やブランド単独店舗、新たな施策のための新業態の出店を行っております。しかし、著しい経営環境の変化等により店舗の必要性が低下し、事業計画における店舗の収支計画に対して大きな乖離が発生した場合には、店舗において使用する固定資産に関して減損損失を計上する必要があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 人材確保・定着について

当社のビジネスモデルの根幹をなす、高い感性と専門知識を持った「香りの専門家」である従業員の確保と育成は、人口減少社会における人材獲得競争の激化により困難となる可能性があります。当社は、優秀な人材の確保・育成のために教育制度の充実等、継続した人的資本投資を行っておりますが、必要な人材を十分に確保できない場合、あるいは優秀な人材の離職が増加した場合、店舗運営品質の低下、新規出店計画の遅延、顧客体験価値の毀損等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定の人物に対する依存について

当社の代表取締役である中森友喜は、当社の経営方針の決定、事業戦略の立案を中心に事業運営の中心的な役割を担っています。今後の事業拡大に備え、人材の採用及び育成等によって、代表取締役への過度な依存にならない体制構築を進めておりますが、何かしらの理由により代表取締役が職務遂行をできなくなった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) コーポレート・ガバナンス体制について

事業規模の拡大と社会からの要請の高まりに伴い、内部統制、情報共有の透明性、職務分掌の明確化等、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化が継続的に求められます。当社は、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。これらの整備や運用が遅れ、組織内の統制不全、非効率な意思決定、コンプライアンス違反リスクの顕在化、不祥事の発生等が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制について

当社は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法などの法的規制を遵守して事業を行っております。社内マニュアルを策定し定期的な研修を行うとともに、必要に応じて外部専門家等に相談することで、法令遵守を徹底しておりますが、これらの法的規制は社会情勢や行政方針に応じて改正されることがあり、新たな規制導入や基準強化が行われた場合、当社の事業運営、商品供給体制、広告・マーケティング活動に追加的な対応コストが発生する可能性があります。また、法令違反または違反と疑われる事象が発生した場合、行政処分、取引停止、社会的信頼の毀損等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(12) SNS マーケティングについて

当社は SNS を活用したマーケティング活動を実施しており、投稿を行うにあたっての遵守事項としてのガイドラインを策定しておりますが、それらの投稿が広告関連法令等に違反する場合や、ステルスマーケティングとみなされた場合には、ブランドイメージが毀損され、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(13) 知的財産権について

当社は競合他社との差別化を図り、一定の知的財産権を確保する措置を講じておりますが、他社による模倣品の販売により当社の商品の市場が侵食されるような場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の販売する商品は、商標等の他社の知的財産権に抵触しないよう事前に入念な調査を行っておりますが、万が一、他社の知的財産権を侵害し、権利を有する他社がこれを先に発見した場合は、警告を受けるとともに、差止請求権、損害賠償請求権を行使される可能性があります。その内容及び結果によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 個人情報管理について

当社は EC サイトや顧客管理 (CRM) システム上で多数の顧客データや購買履歴等の個人情報を管理しているため、情報漏洩やサイバー攻撃 (不正アクセス、マルウェア感染等) の標的となるリスクが存在します。当社は、強固なセキュリティ対策の導入と継続的な強化を図っておりますが、これらの事態が発生し、顧客からの信用失墜、損害賠償請求、法的責任の発生、ブランドイメージの毀損等が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 災害・有事による影響について

自然災害（地震、台風、集中豪雨等）、感染症の再拡大、火災、テロ、大規模なシステム障害、パンデミック等の予期せぬ有事が発生した場合、実店舗の営業停止、従業員の出勤困難、国際・国内物流の停滞、通信インフラの障害等が生じる可能性があります。当社は、このような有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、これらの事態が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当 J-Adviser 契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるとき等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
 - a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益又は投資者保護の観点から適当でないと思われるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

 - a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

 - a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである

- 場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
 - 甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
 - ⑪ 株式事務代行機関への委託
 - 甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
 - ⑫ 株式の譲渡制限
 - 甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
 - ⑬ 完全子会社化
 - 甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
 - ⑭ 指定振替機関における取扱い
 - 甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
 - ⑮ 株主の権利の不当な制限
 - 甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
 - a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
 - d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
 - ⑯ 全部取得
 - 甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
 - ⑰ 反社会的勢力の関与
 - 甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
 - ⑱ その他
 - 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1 ヶ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

この財務諸表において採用している重要な会計方針は、「第6【経理の状況】1.【財務諸表等】

(1)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計方針)に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

第14期事業年度(自2024年7月1日 至2025年6月30日)

(資産)

当事業年度末における資産は989,129千円(前期末比183,391千円増)となりました。流動資産につきましては、836,693千円(前期末比151,940千円増)となりました。これは主に、現金及び預金が81,095千円増加したこと、商品が68,985千円増加したことによるものです。固定資産につきましては、152,436千円(前期末比31,450千円増)となりました。これは主に、建物附属設備が16,779千円増加したこと、敷金及び保証金が8,233千円増加したことによるものです。

(負債)

当事業年度末における負債は442,908千円(前期末比21,562千円増)となりました。流動負債につきましては、258,560千円(前期末比21,367千円増)となりました。これは主に、未払法人税等が50,048千円増加したこと、一年以内返済予定の長期借入金が17,248千円増加したこと、短期借入金が55,000千円減少したことによるものです。固定負債につきましては、184,347千円(前期末比195千円増)となりました。これは主に、長期借入金が195千円増加したことによるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産につきましては546,221千円(前期末比161,829千円増)となりました。これは、当期純利益161,829千円の計上によるものです。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 運転資本

上場予定日(2026年3月17日)から12か月間の当社の運転資本は、現状の自己資金及び金融機関からの借入による資金調達が可能であることから十分であると判断しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は、45,414千円となっております。その主な内容は直営店の新規出店に伴う内装工事44,814千円です。

なお、当該事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

なお、当社は海外ブランド香水の輸入販売を主力としたフレグランス等のコスメ販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績等の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物附属設備	工具、器具 及び備品	その他	合計	
販売店舗等 (全21店舗)	店舗	67,998	13,015	704	81,717	52 (58)
本社 (東京都渋谷区)	統括業務 施設	—	1,963	5,203	7,166	19 (8)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は最近1年間の平均人員を（ ）を外数で記載しております。

4. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具及び建設仮勘定の合計であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2025年6月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2026年2月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	100	1,000,000	非上場	単元株式数 100株
計	4,000,000	3,000,000	100	1,000,000	—	—

(注) 2025年11月17日開催の取締役会決議により、2025年12月17日付で普通株式1株を10,000株に分割しております。これにより、発行済株式総数は999,900株増加し、1,000,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は3,000,000株増加し、4,000,000株となっております。また、1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年12月17日 (注)	999,900	1,000,000	—	1,000	—	—

(注) 株式分割(1:10,000)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	2	2	—
所有株式数(単元)	—	—	—	—	—	—	10,000	10,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100.00	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,000,000	10,000	権利内容に限定のない、当社における標準株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を重要な責務として認識しておりますが、当面は内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大に利益還元につながることを考えており、配当は実施しておりません。なお、当社は毎年12月末日を基準日として中間配当することができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 3 名、女性 1 名（役員のうち女性の比率 25%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (千株)
代表取締役	社長	中森 友喜	1978 年 2 月 20 日	2004 年 4 月 2006 年 7 月 2008 年 9 月 2010 年 1 月 2010 年 5 月 2011 年 7 月 国税庁大阪国税局入庁 株式会社ブランディング入社 株式会社 kitson Japan 監査役 株式会社 kitson Japan 取締役 ギルドコーポレーション株式会社代表取締役 当社代表取締役（現任）	注 1	注 3	510
取締役	副社長	林 良美	1982 年 4 月 3 日	2005 年 4 月 2007 年 12 月 2010 年 10 月 2011 年 7 月 2017 年 8 月 三喜商事株式会社 入社 株式会社ブランディング入社 ギルドコーポレーション株式会社入社 当社入社 当社取締役（現任）	注 1	注 3	490
取締役	管理 本部長	林 寛之	1984 年 2 月 25 日	2006 年 4 月 2010 年 1 月 2013 年 1 月 2015 年 10 月 2017 年 4 月 2024 年 2 月 あずさ監査法人入所 税理士法人青山パートナーズ入所 林会計事務所創設 未来の株式会社 取締役 Hay 未来の税理士法人 代表社員 当社取締役管理本部長（現任）	注 1	注 3	—
監査役	—	中井 直樹	1987 年 1 月 9 日	2011 年 7 月 2014 年 2 月 2020 年 10 月 2021 年 4 月 2021 年 11 月 2022 年 3 月 2024 年 3 月 谷口薫税理士事務所入所 有限責任監査法人トーマツ入所 中井直樹公認会計士事務所所長（現任） ウェルビングループ株式会社監査役（現任） 株式会社 STRAIGHT 代表取締役（現任） entight Partners 株式会社代表取締役（現任） 当社監査役（現任）	注 2	注 3	—
計							1,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2025 年 12 月開催の臨時株主総会終結の時から 2027 年 6 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2025 年 12 月開催の臨時株主総会終結の時から 2029 年 6 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2025 年 6 月期における役員報酬の総額は、59,700 千円です。
4. 中井直樹氏は社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

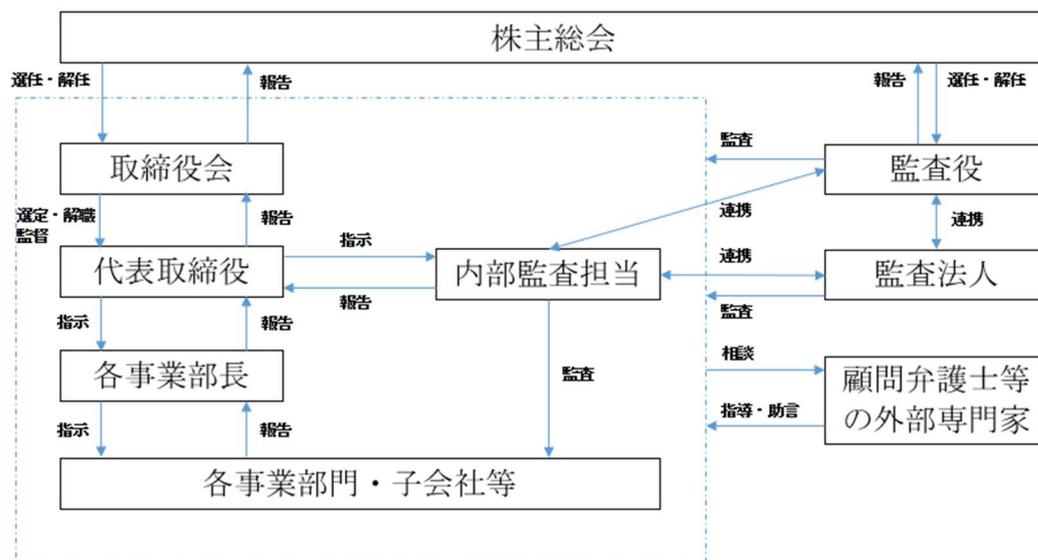
(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な向上に向けて、継続的なコーポレート・ガバナンス体制の強化が必要不可欠であると考えおります。そのため、組織の規模に応じた体制の変更を常に意識し、法令遵守に加え、透明性の高い組織経営を目指しております。

②会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



1) 取締役会

当社の取締役会は3名の取締役で構成されており、法令及び定款に加えて職務権限規程、取締役会規程その他諸規定等を整備し、取締役会決議事項及び報告事項を定めて実施しております。開催頻度は月1回を定例取締役会とし、その他必要に応じて臨時取締役会を招集の上開催しております。取締役会では、取締役の職務執行状況を報告することとしており、取締役会として取締役の職務執行を監視・監督しております。

2) 監査役

当社は監査役設置会社であり、監査役は1名となっております。監査役は月1回の定時取締役会に出席し、報告される取締役の職務執行状況を確認することで、取締役の職務執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

3) 内部監査

当社の内部監査は管理本部を主管部署として、管理本部長を責任者に設定して実施しております。内部監査の担当者については、各部署長が相互に実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果及び改善点については、管理本部長より、代表取締役に対して報告を実施しております。また、代表取締役、監査役、及び監査法人とも定期的に意見交換を行うことで、課題・改善事項について情報を共有し、各監査の実効性を高めることとしております。

4) 会計監査

当社は監査法人東海会計社と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年6月期において監査を執行した公認会計士は青島信吾氏、片井悠太氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③内部統制システムの整備の状況について

当社は、職務権限規程の遵守により業務と権限を合理的に分担することで、特定の組織又は担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くように努めております。

④社外監査役との関係について

当社は社外監査役を選任しており、外部からの客観的かつ中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。社外監査役は当社との間には人的関係、資本的关系及び取引関係その他の利害関係はありません。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、管理本部を主幹部門とし、必要に応じて弁護士等専門家から助言を受けられる体制を構築しております。

⑥役員報酬の内容

役員報酬については、株主総会において取締役及び監査役の報酬限度額を定めております。なお、役員報酬の総額が1億円以上であるものが存在しないため、役員毎の報酬は記載しておりません。

⑦取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑧取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

⑨中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により毎年12月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
7,800	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査法人に対する監査報酬の決定方針は、当社の規模及び事業内容、監査見積時間数を勘案して決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当社の当事業年度（2024年7月1日から2025年6月30日まで）の財務諸表について、監査法人東海会計社の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	325,427	406,522
売掛金	134,025	128,072
商品	202,411	271,396
前渡金	15,054	19,062
その他	7,833	11,638
流動資産合計	684,752	836,693
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	51,218	67,998
車両運搬具（純額）	7,801	5,203
工具器具備品（純額）	14,667	14,978
その他（純額）	495	704
有形固定資産合計	※1 74,182	※1 88,884
投資その他の資産		
敷金及び保証金	32,480	40,714
繰延税金資産	11,523	16,811
その他	2,798	6,026
投資その他の資産合計	46,802	63,552
固定資産合計	120,985	152,436
資産合計	805,738	989,129

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,058	9,395
短期借入金	55,000	—
一年以内返済予定の長期借入金	74,304	91,552
未払金	16,106	15,369
未払費用	45,698	54,149
未払法人税等	6,943	56,991
未払消費税等	27,376	21,901
その他	4,706	9,202
流動負債合計	237,193	258,560
固定負債		
長期借入金	173,304	173,499
その他	10,848	10,848
固定負債合計	184,152	184,347
負債合計	421,346	442,908
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
利益剰余金	383,392	545,221
株主資本合計	384,392	546,221
純資産合計	384,392	546,221
負債純資産合計	805,738	989,129

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
売上高	1,553,112	1,905,093
売上原価		
商品期首棚卸高	250,123	202,411
当期商品仕入高	537,678	641,664
合計	787,801	844,076
商品期末棚卸高	202,411	271,396
売上原価合計	585,389	572,679
売上総利益	967,722	1,332,414
販売費及び一般管理費	※1 854,383	※1 1,102,297
営業利益	113,339	230,116
営業外収益		
雑収入	164	560
その他	1	279
営業外収益合計	166	840
営業外費用		
支払利息	1,509	3,263
その他	14	16
営業外費用合計	1,523	3,279
経常利益	111,981	227,677
特別損失		
固定資産除却損	178	—
特別損失合計	178	—
税引前当期純利益	111,803	227,677
法人税、住民税及び事業税	28,637	71,135
法人税等調整額	5,204	△5,287
法人税等合計	33,841	65,848
当期純利益	77,961	161,829

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000		—		305,430	305,430
当期変動額						
当期純利益			77,961	77,961	77,961	77,961
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	77,961	77,961	77,961	77,961
当期末残高	1,000	—	383,392	383,392	384,392	384,392

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000		—		383,392	383,392
当期変動額						
当期純利益			161,829	161,829	161,829	161,829
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	161,829	161,829	161,829	161,829
当期末残高	1,000	—	545,221	545,221	546,221	546,221

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)		(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益	111,803		227,677	
減価償却費	24,065		30,921	
受取利息	△1		△279	
支払利息	1,509		3,263	
売上債権の増減額 (△は増加)	△71,444		5,953	
棚卸資産の増減額 (△は増加)	47,711		△68,984	
前渡金の増減額 (△は増加)	△15,054		△4,008	
買掛金の増減額 (△は減少)	△5,987		2,336	
未払金の増減額 (△は減少)	△100		△1,596	
未払費用の増減額 (△は減少)	13,546		8,451	
未払消費税等の増減額 (△は減少)	15,799		△5,475	
その他	2,433		4,471	
小計	124,279		202,730	
利息の受取額	1		279	
利息の支払額	△1,509		△3,263	
法人税等の支払額	△48,966		△21,210	
営業活動によるキャッシュ・フロー	73,804		178,535	
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出	△43,473		△44,764	
定期預金の預入による支出	△10,000		△10,000	
定期預金の払戻による収入	-		10,000	
敷金及び保証金の差入による支出	△11,263		△15,888	
敷金及び保証金の回収による収入	1,000		770	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△63,736		△59,883	
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の増減額 (△は減少)	55,000		△55,000	
長期借入れによる収入	170,000		100,000	
長期借入金の返済による支出	△46,260		△82,557	
財務活動によるキャッシュ・フロー	178,740		△37,557	
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	188,807		81,095	
現金及び現金同等物の期首残高	126,619		315,427	
現金及び現金同等物の期末残高	※1 315,427		※1 396,522	

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。主な耐用年数は次の通りです。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

建物附属設備	3～15年
車両運搬具	6年
工具器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

当事業年度末時点において該当する資産はありません。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる履行義務は、主に店舗販売事業、インターネット販売事業及び卸売販売事業における、香水等の商品又は製品の提供であり、顧客に商品又は製品を引き渡した時点でその対価としての収益を認識しております。なお、インターネット販売及び卸売販売については、国内販売であること、及び通常、出荷から商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間であることから、商品又は製品を出荷した時点で収益を認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資からなっております。

8. その他財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

2. 固定資産の減損

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
有形固定資産	74,182千円	88,884千円
減損損失	—	—

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各店舗の営業活動から生ずる損益が過去2期連続してマイナスとなった場合、各店舗の営業活動から生ずる損益がマイナスであり翌期予算も継続してマイナスである場合、店舗設備等の固定資産の時価が著しく下落した場合、あるいは店舗閉鎖の意思決定をした場合等に減損の兆候があるものとしております。

また、減損の兆候が把握された各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗の固定資産の帳簿価額を下回る店舗について、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、固定資産の帳簿価額を「回収可能価額」まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、将来キャッシュ・フローの見積りは、市場環境等の影響を考慮した店舗ごとの事業計画を基礎としており、販促活動等の施策による店舗損益の改善予測等の仮定を含んでおります。

そのため、今後の経営環境の変化等の要因により、これらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
繰延税金資産	11,523千円	16,811千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

事業計画を基礎として見積られた将来の課税所得に基づき、将来減算一時差異の解消時期をスケジュールリングし、将来の税金負担額を軽減する効果を有する繰延税金資産の金額を算出しております。

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌事業年度の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は売上高の予測であります。

主要な仮定である売上高の予測について、将来の不確実な事業環境や経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	90,813千円	121,734千円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
給料手当	231,217千円	296,955千円
賃借料	186,293千円	237,118千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	100	—	—	100
合計	100	—	—	100

(変動の事由の概要)

該当事項はありません。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	100	—	—	100
合計	100	—	—	100

(変動の事由の概要)

該当事項はありません。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金	325,427千円	406,522千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△10,000千円	△10,000千円
現金及び現金同等物	315,427千円	396,522千円

2 重要な非資金取引の内容

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長で5年後であります。

敷金及び保証金は、主に賃貸不動産の不動産賃貸借契約に基づく敷金及び保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、売掛金、敷金及び保証金について、管理本部にて主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額にてあらわされております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社の外貨建取引は前払いが主であるため、外貨建金銭債権債務の残高は僅少ではありますが、為替変動の状況をモニタリングしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき管理本部にて適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金 (※2)	16,330	16,080	△249
資産計	16,330	16,080	△249
(1) 長期借入金 (※3)	247,608	243,322	4,286
負債計	247,608	243,322	4,286

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 「貸借対照表計上額」及び「時価」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）を控除しております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当事業年度（2025年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金 (※2)	26,638	25,761	△877
資産計	26,638	25,761	△877
(1) 長期借入金 (※3)	265,051	262,138	2,912
負債計	265,051	262,138	2,912

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 「貸借対照表計上額」及び「時価」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）を控除しております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	325,427	—	—	—
売掛金	134,025	—	—	—
敷金及び保証金	3,314	8,754	4,262	—
合計	459,452	8,754	4,262	—

当事業年度（2025年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	406,522	—	—	—
売掛金	128,072	—	—	—
敷金及び保証金	3,314	11,831	11,492	—
合計	534,594	11,831	11,492	—

(注) 2. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度 (2024年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	55,000	—	—	—	—	—
長期借入金	74,304	71,560	48,204	29,244	18,674	5,622
合計	129,304	71,560	48,204	29,244	18,674	5,622

当事業年度 (2025年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	91,552	68,196	49,236	38,666	17,401	—
合計	91,552	68,196	49,236	38,666	17,401	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2024年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2025年6月30日)

該当事項はありません。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度 (2024年6月30日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	16,080	—	16,080
資産計	—	16,080	—	16,080
長期借入金	—	243,322	—	243,322
負債計	—	243,322	—	243,322

当事業年度 (2025年6月30日)

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	25,761	—	25,761
資産計	—	25,761	—	25,761
長期借入金	—	262,138	—	262,138
負債計	—	262,138	—	262,138

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、退去年数を想定し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りより算出した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

前事業年度 (2024年6月30日)

該当する事項はありません。

当事業年度 (2025年6月30日)

該当する事項はありません。

(退職給付関係)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
繰延税金資産		
資産除去債務	4,750	6,501
未払事業税	704	6,042
減価償却超過額	4,312	1,963
商品評価損	1,116	1,482
一括償却資産	640	773
その他	—	48
繰延税金資産小計	11,523	16,811
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	11,523	16,811

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
住民税均等割	0.6	0.4
税額控除	△3.6	△4.4
過年度修正にかかる調整額	—	△1.6
中小法人による税率差異	△0.9	△0.4
その他	△0.4	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.3	28.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年7月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。この変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の概要及び金額の算定方法

当社は本社及び店舗について建物等所有者との間で不動産賃貸契約を締結し、賃貸期間終了時に原状回復義務を有しており、資産除去債務を計上する必要があります。ただし、当該賃貸契約に関連する敷金が資産計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する簡便的な方法によっております。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はコスメ販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業別に記載しております。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
直営店舗事業	1,218,160	1,544,354
EC事業	285,609	321,914
卸売事業	49,341	38,824
顧客との契約から生じる収益	1,553,112	1,905,093
外部顧客への売上高	1,553,112	1,905,093

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係、並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	62,581	134,025
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	134,025	128,072

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

当社は海外ブランド香水の輸入販売を主力としたフレグランス等のコスメ販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

当社は海外ブランド香水の輸入販売を主力としたフレグランス等のコスメ販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の商品の区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の商品の区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注)	科目	期末残高 (千円) (注)
役員	中森友喜	—	—	当社 代表取締役	(所有) 直接 51.0	債務被保証	不動産賃 借に対す る債務被 保証	27,181	—	—

(注) 当社は不動産賃借に対して債務保証を受けております。取引金額には年間の賃借料を記載しており、保証料の支払いは行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)	当事業年度 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
1 株当たり純資産額	384.39 円	546.22 円
1 株当たり当期純利益	77.96 円	161.83 円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2025 年 12 月 17 日付で株式 1 株につき 10,000 株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益が算定されております。
3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023 年 7 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)	当事業年度 (自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)
当期純利益 (千円)	77,961	161,829
普通株式に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	77,961	161,829
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,000,000	1,000,000

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

2025 年 11 月 17 日開催の取締役会決議に基づき、2025 年 12 月 17 日付で普通株式 1 株につき普通株式 10,000 株の割合で株式分割を行っております。また、同日付で発行可能株式総数の変更に伴う定款変更を行っております。2025 年 11 月 16 日開催の臨時株主総会決議に基づき、2025 年 12 月 17 日をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、1 単元を 100 株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度導入の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1 単元を 100 株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2025 年 12 月 16 日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式 1 株につき 10,000 株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式

株式分割前の発行済株式数	100	株
今回の分割により増加する株式数	999,900	株
株式分割後の発行済株式総数	1,000,000	株
株式分割後の発行可能株式総数	4,000,000	株

(3) 株式分割の効力発生日

2025 年 12 月 17 日

(4) 1 株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の 1 株当たり情報は、注記事項 (1 株当たり情報) に記載しております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を 100 株といたしました。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末 減価償却累 計額(千円)	当期 償却額 (千円)	差引当期 末残高 (千円)
建物附属設備	123,702	40,401	—	164,104	96,105	23,622	67,998
車両運搬具	15,033	—	—	15,033	9,829	2,597	5,203
工具器具備品	25,764	5,012	—	30,777	15,798	4,701	14,978
建設仮勘定	495	14,921	14,712	704	—	—	704
有形固定資産計	164,994	60,336	14,712	210,618	121,734	30,921	88,884

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物附属設備：新規出店した BAR はな、NOSE SHOP ONE FUKUOKA 店、KO-GU 京都店、Laboratorio Olfattivo 新宿の内装工事費用等

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	55,000	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	74,304	91,552	1.2	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	173,304	173,499	1.2	2027年2月～ 2030年3月
合計	302,608	265,051	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の決算日以降5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	68,196	49,236	38,666	17,401

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	—	—	—	—

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①現金及び預金

区分	金額 (千円)
小口現金	993
普通預金	395,529
定期預金	10,000
合計	406,522

②売掛金

相手先	金額 (千円)
商業施設	107,769
決済代行会社	15,655
その他	4,647
合計	128,072

③商品

品目	金額 (千円)
販売用商品	271,396
合計	271,396

④買掛金

相手先	金額 (千円)
海外仕入先	3,590
国内仕入先	5,805
合計	9,395

⑤未払金

相手先	金額 (千円)
社会保険料	4,097
一般経費	1,729
クレジットカード	9,541
合計	15,369

⑥未払費用

相手先	金額 (千円)
人件費関連	33,846
一般経費	19,454
立替経費	848
合計	54,149

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング26階 株式会社アイ・オールジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング26階 株式会社アイ・オールジャパン
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング26階 株式会社アイ・オールジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング26階 株式会社アイ・オールジャパン
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://noseshop.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 1 当社株式は、TOKYO PRO Market への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Market に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
中森 友喜 (注) 1、2	東京都目黒区	510,000	51.0
林 良美 (注) 1、3	東京都渋谷区	490,000	49.0
計	—	1,000,000	100.0

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位 10 名)
 2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)
 3. 特別利害関係者等 (当社の取締役副社長)

独立監査人の監査報告書

2026年2月17日

NOSE SHOP株式会社
取締役会 御中

監査法人 東海会計社
愛知県 名古屋市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

青島信吾

代表社員 公認会計士
業務執行社員

片井悠太

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているNOSE SHOP株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NOSE SHOP株式会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年6月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上